

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 サンギョウカブシキガイシャ
ナカタ産業株式会社

住所 大阪府吹田市西の庄町2-31

代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク ナカタ ケイソウ
代表取締役 中田 恵三

電話番号 06-6386-3914

FAX番号 06-6386-5435

メールアドレス info@nakata-sangyo.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 ナカタ産業株式会社
住 所 大阪府吹田市西の庄町2-31
代表者 氏名 代表取締役 中田 恵三 印



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ナカタサンギョウカブシキガイシャ ナカタ産業株式会社		
住 所	大阪府吹田市西の庄町2-31		
フリガナ 代表者の氏名	ナカタ ケイゾウ 代表取締役 中田 恵三		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
事業者の住所	〒564-0042 大阪府吹田市穂波町 6-6	〒564-0071 大阪府吹田市西の庄 町2-31	
事業所の所在地	〒564-0042 大阪府吹田市穂波町 6-6	〒564-0071 大阪府吹田市西の庄 町2-31	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府吹田市西の庄町2番31号
ナカタ産業株式会社

会社法人等番号	1209-01-007681	
商 号	ナカタ産業株式会社	
本 店	大阪府吹田市穂波町6番6号	平成17年 8月27日移転 ----- 平成17年 8月31日登記
	大阪府吹田市西の庄町2番31号	令和1年11月10日移転 ----- 令和1年11月11日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和61年7月21日	
目的	1. 空調・給排水・消防・ガス設備機器等の販売、工事及び保守点検・管理 <u>2. 空気環境測定及び水質検査</u> <u>3. 鼠・害虫防除管理</u> <u>4. 防水工事業・塗装工事業・内装仕上工事業</u> <u>5. 清掃業務</u> <u>6. 電気工事業・消防施設工事業</u> <u>7. 前各号に付帯する事業及び関連する一切の業務</u> 平成25年 6月 4日変更 平成25年 6月 7日登記	
	<u>1. 空調・給排水・消防・ガス設備機器等の販売、工事及び保守点検・管理</u> <u>2. 空気環境測定及び水質検査</u> <u>3. 鼠・害虫防除管理</u> <u>4. 防水工事業・塗装工事業・内装仕上工事業</u> <u>5. 清掃業務</u> <u>6. 電気工事業・消防施設工事業</u> <u>7. 一般及び産業廃棄物の収集、運搬及び処理</u> <u>8. 前各号に付帯する事業及び関連する一切の業務</u> 平成28年11月 1日変更 平成28年11月 7日登記	
	<u>1. 空調・給排水・消防・ガス設備機器等の販売、工事及び保守点検・管理</u> <u>2. 空気環境測定及び水質検査</u> <u>3. 鼠・害虫防除管理</u> <u>4. 防水工事業・塗装工事業・内装仕上工事業</u> <u>5. 清掃業務</u> <u>6. 電気工事業・消防施設工事業</u> <u>7. 一般及び産業廃棄物の収集、運搬及び処理</u> <u>8. とび・土工事業・機械器具設置工事業</u> <u>9. 不動産賃貸業</u> <u>10. 前各号に付帯する事業及び関連する一切の業務</u>	

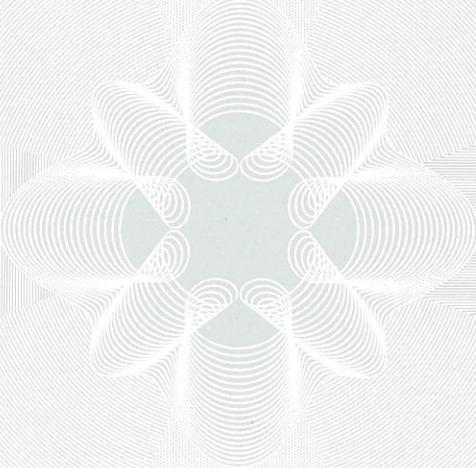
大阪府吹田市西の庄町2番31号
ナカタ産業株式会社

	平成30年 5月25日変更	平成30年 5月28日登記
発行可能株式総数	240株	
	1500株	平成31年 4月19日変更
		平成31年 4月19日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>200株</u>	
	発行済株式の総数 250株	平成31年 4月19日変更
	各種の株式の数 普通株式 230株	平成31年 4月19日登記
	甲種類株式 20株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
資本金の額	金1000万円	
	金1250万円	平成31年 4月19日変更
		平成31年 4月19日登記
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種類の株式の内 容	普通株式 1000株 甲種類株式 500株 当会社の発行する甲種類株式の内容については、次のとおりとする。 (1) 議決権 甲種類株式を有する種類株主は、株主総会において議決権を有しない。 (2) 種類株主総会 法令に別段の定めがある場合を除き、当会社が会社法第322条第1項 各号に掲げる行為をする場合においても、甲種類株主を構成員とする種 類株主総会の決議を要しない。	平成31年 4月19日変更 平成31年 4月19日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 中田 恵三	平成17年 7月23日重任
		平成17年 8月31日登記
	取締役 中田 恵三	平成27年 7月22日重任
		平成28年11月 7日登記

大阪府吹田市西の庄町2番31号
ナカタ産業株式会社

	取締役 <u>中田 幸代</u>	平成17年 7月23日重任
		平成17年 8月31日登記
	取締役 <u>中田 幸代</u>	平成27年 7月22日重任
		平成28年11月 7日登記
	取締役 <u>鳴田 美治</u>	平成17年 7月23日重任
		平成17年 8月31日登記
	取締役 <u>鳴田 美治</u>	平成27年 7月22日重任
		平成28年11月 7日登記
	大阪府茨木市彩都あさぎ三丁目7番26号 <u>代表取締役 中田 恵三</u>	平成17年 7月23日重任
		平成17年 8月31日登記
	大阪府茨木市彩都あさぎ三丁目7番26号 <u>代表取締役 中田 恵三</u>	平成27年 7月22日重任
		平成28年11月 7日登記
	監査役 <u>中田 達也</u>	平成15年 7月23日就任
	監査役 <u>中田 達也</u>	平成25年 7月19日重任
		平成28年11月 7日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成15年10月14日移記

大阪府吹田市西の庄町2番31号
ナカタ産業株式会社



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局北大阪支局管轄)

令和元年11月27日

大阪法務局北大阪支局

登記官

川 本 秀 文



定 款

当会社の現行定款の写しに相違ありません

2019年 11月 29日

〒564-0071 大阪府吹田市西の庄町2番31号

■ ナカタ産業株式会社

代表取締役 中田恵三



第 1 章 総 則

第 1 条 (商号)

当会社は、ナカタ産業株式会社と称する。

第 2 条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 空調・給排水・消防・ガス設備機器等の販売、工事及び保守点検・管理
2. 空気環境測定及び水質検査
3. 鼠・害虫防除管理
4. 防水工事業・塗装工事業・内装仕上工事業
5. 清掃業務
6. 電気工事業・消防施設工事業
7. 一般及び産業廃棄物の収集、運搬及び処理
8. とび・土工工事業・機械器具設置工事業
9. 不動産賃貸業
10. 前各号に附帯する事業及び関連する一切の事業

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を大阪府吹田市に置く。

第 4 条 (公告方法)

当会社の公告方法は、官報に掲載してする。

第5条（機関の設置）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会

2. 監査役

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、240株とする。

第7条（株式の譲渡制限）

当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第8条（株券の発行）

当会社の株式については、株券を発行する。

第9条（株券の種類）

当会社の発行する株券は、1株券、5株券、10株券、50株券の4種類とする。

第10条（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式所得者とその取得した株式の株主として株式名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務

省令に定める場合には、株式所得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

第11条（質権の登録及び信託財産の表示）

当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

第12条（株券の再発行）

株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2. 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

第13条（手数料）

前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第14条（株主の住所等の届出）

当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第15条（基準日）

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株

主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

第16条（株主総会決議事項）

株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

第17条（招集）

定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

第18条（招集手続）

株主総会を招集するには、株主総会の日の1週間前までに、議決権行使する事ができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第19条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会に

おいて定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

第20条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。



第21条（議決権の代理行使）

株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第22条（株主総会議事録）

株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役及び取締役会

第23条（員数）

当会社の取締役は、10名以内とする。

第24条（選任及び解任の方法）

取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第25条（任期）

取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

第26条（代表取締役及び役付取締役）

会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

2. 代表取締役のうち1名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。
3. 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
4. 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

第27条（取締役会の招集）

取締役会は取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

2. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。
ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。
3. 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第28条（決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第29条（取締役会の決議等の省略）

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

2. 取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

第30条（取締役会議事録）

取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第31条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会

規程によるものとする。

第32条（報酬等）

取締役の報酬等、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

第33条（員数）

当会社の監査役は、5名以内とする。



第34条（選任及び解任の方法）

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2. 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第35条（任期）

監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了すべき時までとする。

第36条（報酬等）

監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計 算

第37条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

第38条（剰余金の配当金）

当会社は、株主総会の決議によって、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2. 前項に定める場合のほか、当会社は基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して剰余金の配当を行うことができる。

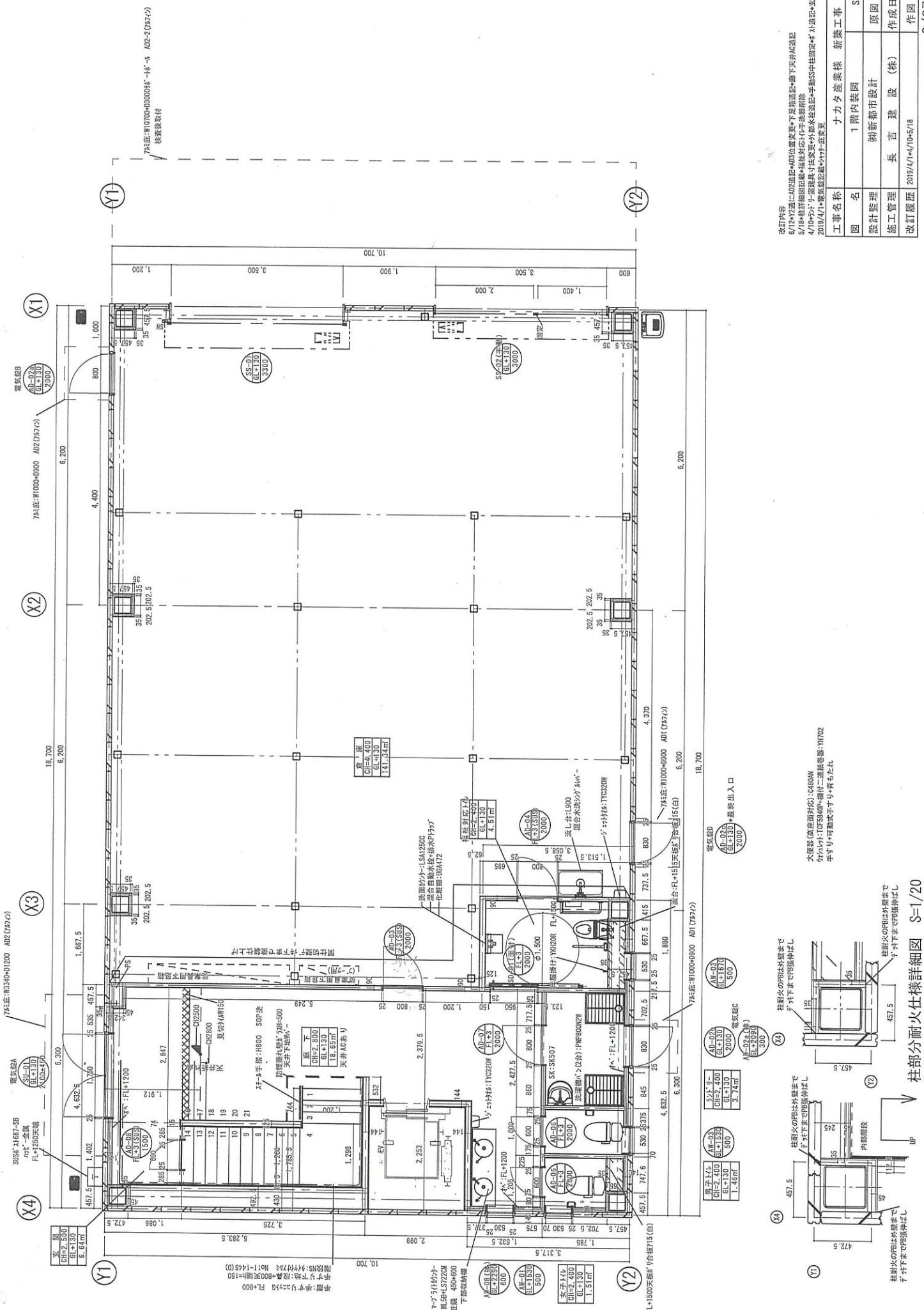
第39条（剰余金の配当の除斥期間）

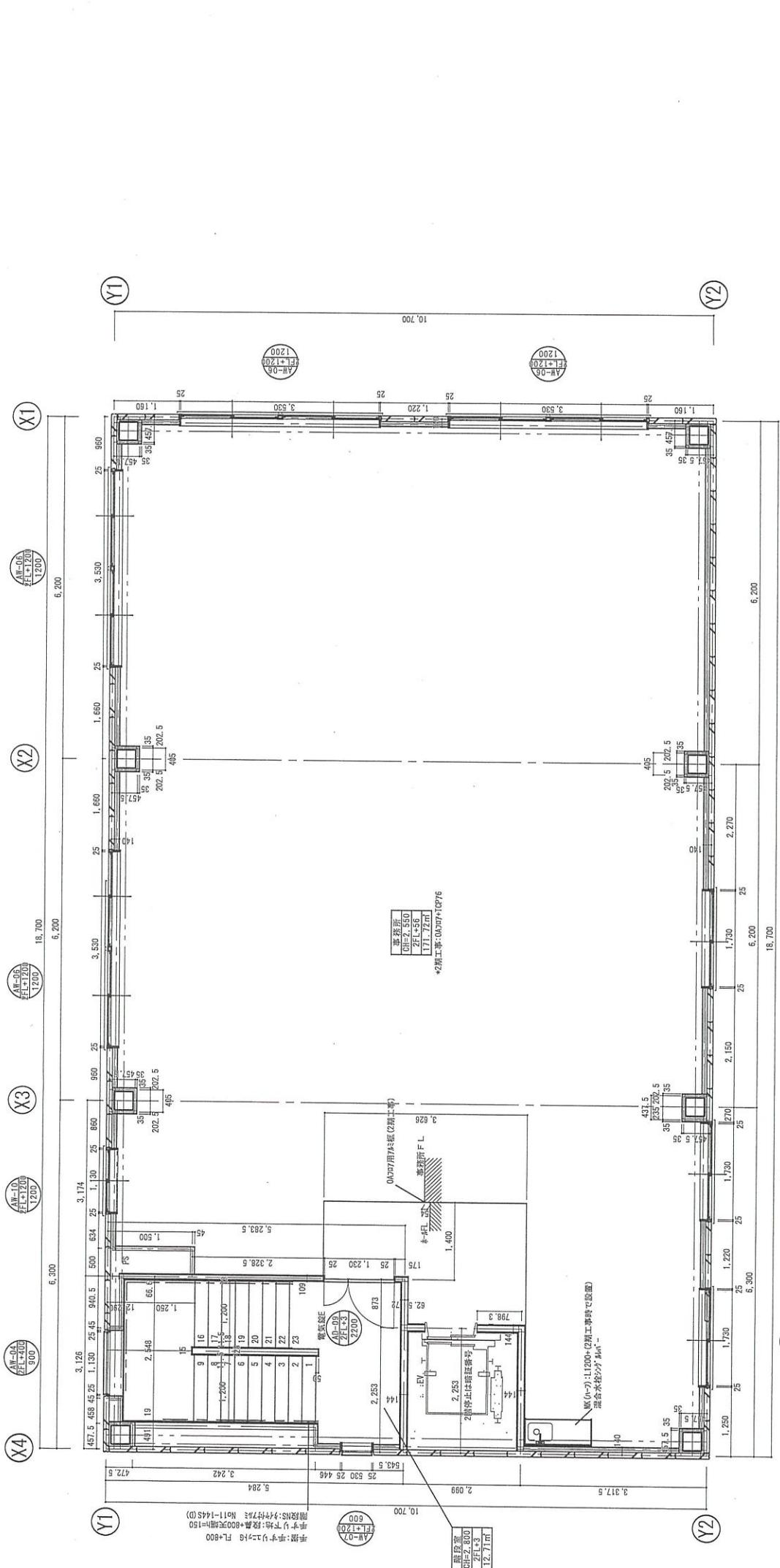
剰余金配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

以上

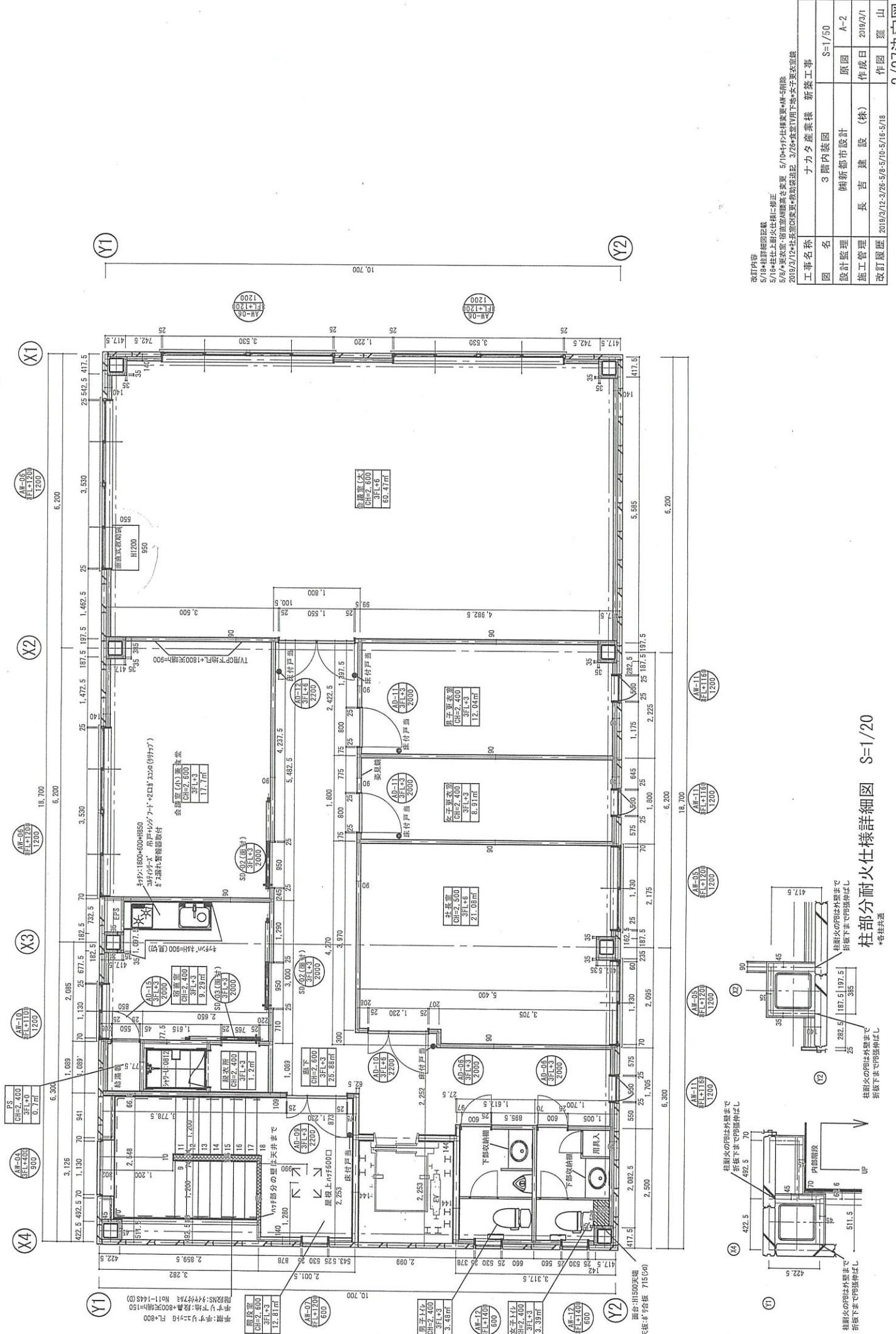
Google

地図データ ©2019 50 m





2/27決定図		
改訂内容		
6/12m ² →24m ² 開除・EV仕様変更		
5/18柱上部細部変更/24m ² →25m ² 位置訂正		
5/16柱上部細部変更/25m ² 位置変更/柱頭変更一部詳細記載/AW5削除		
4/10m ² →24CH変更・X2-Y1柱上寸法変更/IPS位置変更*後段記載		
2019/3/12CH変更・X2-Y1柱上寸法変更/IPS位置変更/柱頭変更		
工事名称	ナカタ産業様 新築工事	S=1/50
図 名	2 階内装図	
設計監理	仙台都市設計	A-2
施工管理	長吉建設(株)	作成日 2019/3/1
改訂履歴	2019/3/12~/14/10~/16~/18~/19~/24~/26~	作図 篠山



柱部分耐火仕様詳細図 S=1/20
*柱共通
柱耐火の間口外壁まで
折板下までは引伸ばし
柱耐火の間口外壁まで
折板下までは引伸ばし

工事名称	3階内装図	S=1/50
図名	3階内装図	
設計監理	㈱新都市設計	原図 A-2
施工管理	長吉建設(株)	作成日 2019/3/1
改訂履歴	2019/3/12-3/26-5/8-5/10-5/16-5/18	作図 山



